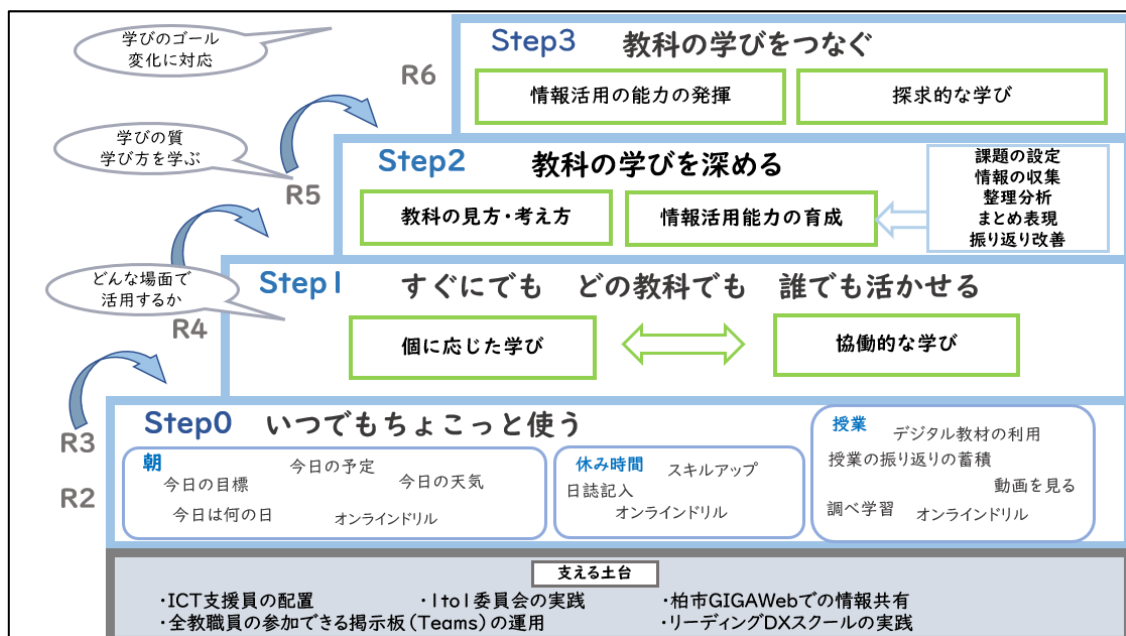


第1章 総論

5 本市の学校教育の情報化の現状と課題

(1) 児童生徒の資質・能力について

本市では、GIGAスクール構想により1人1台端末が導入され、令和3年度から本格始動した。児童生徒の端末はクロームブックを採用しており、Google Workspaceを主要ツールとしている。端末活用を基盤とした児童生徒の情報活用能力の育成を目指すべく、柏市では4つのステップ（図2）を設け、段階的な推進を図っている。



(図2 柏市GIGAスクール 4つのステップ)

導入初年度は、Step0として「いつでもちょこっと使う」としてWEBサイトを用いた簡単な調べ物や隙間時間に行えるタイピング練習、デジタルドリルなど、まず児童生徒が、端末操作に慣れることを目的として日常的な活用から始めた。令和4年度はStep1の「すぐにもどの教科でも誰でも活かせる」として、7つの活用場면을提示し、それを意識した活用を推進した。令和5年度はStep2の「教科の学びを深める」として情報活用能力の育成を目指し、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」「振り返り・改善」という学習過程を強調して、取り組みを推進した。令和6年度はStep3「教

科の学びをつなぐ」として、育んだ情報活用能力を教科横断的に発揮していくことを通して、探究的な学びを実現し、1人1人を主語にした学びの中で自ら学ぶ力を育むことを目指して取り組みを推進しているところである。

端末活用状況として、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査結果（表1）から、令和5年度の活用頻度は小中学校ともに活用頻度は全国平均とほぼ同等であった。

しかしながら、令和3年度の調査から経年で比較すると、活用頻度が低くなってきている。令和3年度では、感染症拡大の影響によるオンライン授業等での活用需要が高かったことが要因の1つとして考えられる。また、根本的な部分として、教員が授業で端末活用の効果を十分に体感できていないことかつ教師主導による一斉授業が主体となっていることも要因として考えられる。

いずれにしても裏付けされる根拠が見いだせていないため、今後、調査等により明らかにしていくことに努め、根拠に基づいた具体的な施策を検討していきたい。

【表1】全国学力・学習状況調査 柏市児童生徒質問紙調査の結果(令和3年度～令和5年度)

これまで（中学校は中学校在学中）に受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか。				
校種	年度	① ほぼ毎日	② 週3回以上	①+②
小学校	令和3年	13.9 (10.0)	34.3 (28.9)	48.2 (28.9)
	令和4年	33.6 (26.7)	33.4 (31.5)	67.0 (58.2)
	令和5年	22.9 (28.2)	37.5 (34.2)	60.4 (62.4)
中学校	令和3年	6.3 (7.4)	20.4 (26.0)	26.7 (33.4)
	令和4年	28.0 (21.6)	36.8 (29.3)	64.8 (50.9)
	令和5年	22.2 (28.1)	39.7 (33.0)	61.9 (61.1)

※()内の数値は全国平均 ※単位：%

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の「ICTが学習の中で役に立つか」については、小学校、中学校共に9割以上が肯定的回答であった。

また、「これまで（中学校は中学校在学中）受けた授業では、自分にあつた教え方、教材、学習時間などになっていたか」の回答結果は小学校では全国とほぼ同等であったが、中学校は下回る結果となった。（表2）

【表2】令和5年度 全国学力・学習状況調査 柏市児童生徒質問紙調査の結果

学習の中で PC・タブレットなどの ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか。			
校種	役に立つ	どちらかといえば、役に立つ	肯定的回答
小学校	67.3 (67.5)	28.2 (27.6)	95.5 (94.1)
中学校	58.9 (58.7)	35.5 (34.6)	93.4 (93.3)

これまで（中学校は中学校在学中）受けた授業では、自分にあつた教え方、教材、学習時間などになっていましたか			
校種	当てはまる	どちらかといえば、当てはまる	肯定的回答
小学校	34.9 (37.3)	48.2 (45.6)	83.1 (82.9)
中学校	17.6 (22.6)	50.5 (52.3)	68.1 (75.9)

※()内の数値は全国平均 ※単位：%

このことから、児童生徒は端末を活用した学習効果は高いと考えていることがわかる。今後、端末を有効に活用していくことで、児童生徒が自分に合った学びができるように児童生徒主体の学びへの転換が必要であり、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る授業設計が求められる。

令和3年1月、中央教育審議会から、2020年代を通して実現すべき教育として「令和の日本型学校教育」¹が答申で示され、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる必要があるとされており、この実現には、学校教育の基盤的なツールとして、ICTの活用が必要不可欠であるとされている。（イメージは図2を参照）

¹ ICT活用の推進、個別最適化学習、地域社会との連携、多様性の尊重、探究的学習の導入を通じて21世紀の新しい社会的ニーズに対応する教育改革

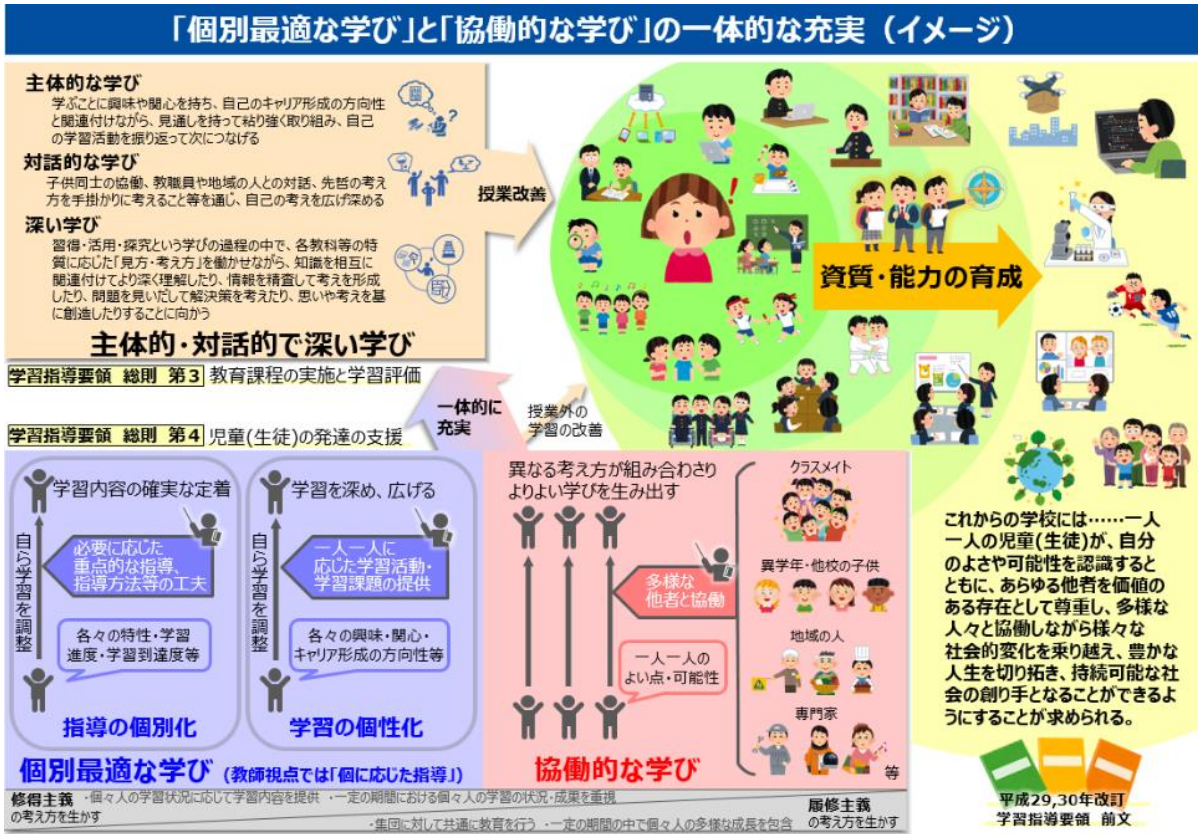


図2（出典：文部科学省「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的なイメージ図）

令和5年度全国学力・学習状況調査から主体的・対話的で深い学びの視点による学習への取り組み状況等の質問項目をピックアップし、結果をまとめると以下の表のとおりとなった。

（表3）

【表3】令和5年度 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査の結果

（1）これまで（中学校は中学校在学中）受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。			
校種	当てはまる	どちらかといえば、当てはまる	肯定的回答
小学校	31.2 (30.5)	49.2 (48.3)	80.4 (78.8)
中学校	28.7 (30.4)	49.7 (48.8)	78.4 (79.2)

※()内の数値は全国平均 ※単位：%

(2) これまで(中学校は中学校在学中)までに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか。

校種	発表していた	どちらかといえば、発表していた-	肯定的回答
小学校	26.1 (24.8)	40.3 (38.9)	66.4 (63.7)
中学校	22.6 (21.9)	41.1 (40.2)	63.7 (62.1)

(3) 学級の友達(生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができますか。

校種	当てはまる	どちらかといえば、当てはまる	肯定的回答
小学校	39.1 (38.6)	43.3 (43.2)	82.4 (81.8)
中学校	32.4 (34.3)	46.7 (45.4)	79.1 (79.7)

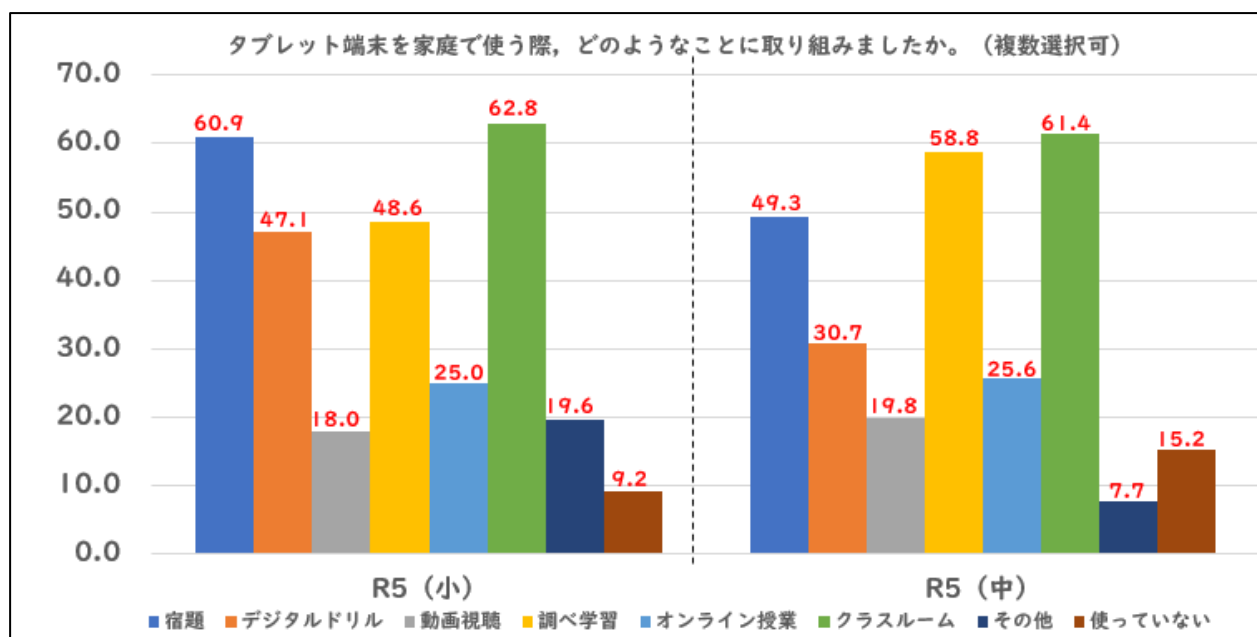
※()内の数値は全国平均 ※単位：%

表3(1)(3)の質問に対しては、小中ともに約8割が肯定的回答であり、全国平均とほぼ同等の結果であった。表3(2)の質問に対しては、肯定的回答が小中ともに約6割であり、収集した情報や知識を整理・分析したり、まとめ・表現を行ったりすることに課題があるのではないかと考えられる。多様で大量の情報を収集、整理・分析、まとめ、表現することなどができ、カスタマイズが容易であること等のICT端末の強みを最大限に活かしつつ、児童生徒の資質・能力を最大限に育てていくことが必要である。

家庭への端末持ち帰りについては、導入初年度の夏季休業時より全校で実施している。インターネット接続環境を整備することが難しい世帯に対しては、本市で契約しているモバイルWi-Fiルーターを貸出し、全ての児童生徒が端末持ち帰りにおける学習が実施できるよう支援している。

端末持ち帰りにおける学習状況について、本市独自に調査を実施しており、令和5年度の結果について以下のとおり示す。(図3)

【図3】令和5年度 柏市生活・学習意識調査の結果



小学校・中学校共に「クラスルーム」と回答した割合が多かった。教員が授業で課題配信を行い授業での課題の続きを行っていること等が考えられる。小学校では、連絡帳として活用されていることもある。次いで小学校は宿題、中学校は調べ学習となっており、発達段階による違いが見られた。

一方で、端末を持ち帰っても「使っていない」と回答した割合が1割程度あった。今後は、児童生徒が目的意識をもち、学校からの課題だけでなく、自らの学びを進めていけるように手立てを講じていく必要がある。

6 学校教育の情報化に関する基本的な方針

(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

① ICTを活用した授業改善

- ・ 児童生徒がICTを1つの学びのツールとして捉え、日常的な活用を通して「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善に努める。
- ・ 情報活用能力の育成にあたって、文部科学省が作成した「教育の情報化に関する手引き（追補版）」に示された「情報活用能力の体系表例²」や千葉県が作成した「情報活用能力育成体系表³」を基に、各学校でカリキュラム・マネジメントを行い、児童生徒の学ぶ意欲を引き出すとともに、学習成果の向上に努める。

- a. 1人1台端末を活用した授業改善検討委員会（1to1委員会）による情報活用能力を育成するための授業実践事例の創出と周知
- b. 文部科学省及び千葉県が作成した「情報活用能力体系表」の周知及びそれを活用した各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
- c. 各学校からのICT活用実践事例の提出及び周知
- d. 要請訪問等での指導主事による指導・助言

² 文部科学省 https://www.mext.go.jp/content/20201014-mxt_jogai01-100003163_005.pdf

³ 千葉県 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/kj-nanbou/shidoushitsu/documents/zyouhoukatuyou.pdf>

②児童生徒 1 人 1 人の特性に応じた I C T 活用

- ・ 不登校，病気療養，障害，日本語指導を要すること，特別分野に特異な才能を有することに等により，特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援や，全ての児童生徒の多様な学びを確保するために I C T の特性を最大限に活かした学習を実施する。

- a. 特別支援教育における I C T 活用の充実
- b. 特定分野に特異な才能のある児童生徒⁴に対する指導の充実
- c. 児童生徒の実態に応じた学習機会の提供の推進

⁴ 特異な才能のある児童生徒が才能を示す領域は，学問分野ごと（教科ごと等），芸術，スポーツなど様々なものが想定され，学問分野よりも狭い特定のテーマの場合もある。また，特異な才能の程度については，非常に高い IQ で示されるような極めて突出した才能に限られるわけではなく，様々な程度が想定されるものである。このため，例えば個別のプログラムや施策においては，当該施策の目的や内容に応じてそれぞれの施策等の対象者や対象者の才能が決定される。

③これからの時代を生きるデジタル人材の育成

- ・ 教科等横断的に情報活用能力の育成するため、論理的思考力や創造性、問題解決能力を育む指導を体系的に行い、必要に応じて地域、大学、企業等との連携による課題解決学習や探究的な学習など、I C Tを効果的に活用したプログラミング教育やS T E A M教育⁵を実施し、柏市の未来を創造する人材を育成する。
- ・ 高等学校においては、小・中学校から情報活用能力が体系的に育成されてきたことを踏まえ、教科「情報」等の指導内容を身に付けた生徒が、初等中等教育段階における情報活用能力育成の最終的な姿であることを自覚して取り組む。
- ・ 児童生徒がデジタルデバイスを始めとしたテクノロジーをよりよく使うために必要な知識や態度を身に付け、I C Tの積極的な活用について主体的に考え、判断できるようにするための学習を実施する。

- a. 柏市情報リテラシー育成カリキュラムの推進
- b. プログラミング教育、S T E A M教育の充実
- c. 高等学校の教科「情報」の指導の充実
- d. 生成A Iの効果的な活用の推進

⁵ 科学 (Science) , 技術 (Technology) , 工学 (Engineering) , 芸術 (Arts) , 数学 (Mathematics) の5つの分野を統合した教育理念。これらの分野を横断的に学び、創造性や問題解決能力を育むことを目的とする。

④情報モラル教育の推進

- ・ 児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことで、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、各教科等において、情報活用能力を育成するための学習を実施する。さらに、主体的かつ当事者意識をもって情報を活用し社会や個人の課題を解決する力を育成する。
- ・ インターネット上のコミュニケーションも日常生活と同様に相手がいることを意識させるなど、自分が加害者、被害者になり得ることを理解させるための指導を充実させる。

- a. 柏市情報モラル育成プログラムの実施
- b. 情報モラル啓発講演の実施

⑤ICTを安全安心に活用

- ・ ICT機器を使用することによる視力低下など、児童生徒の健康面への影響について配慮する。
- ・ フィルタリングソフトの運用により安全・安心な活用を推進する。

- a. 健康的な活用のための啓発リーフレットの提示と指導
- b. 深夜の時間帯における時間制限
- c. フィルタリングによる不適切なサイトへのアクセス防止

⑥学校と家庭の学びをシームレスにつなげる

- ・ 端末の持ち帰りを推進し、家庭等でも日常的に端末を活用した学習機会を増やす取組を推進する。

- a. 授業設計を学校と家庭の学びを連続させた学びの設計に拡張
- b. ICT端末を活用した家庭学習の推進

7 学校教育の情報化に関する目標

本計画では、「6 学校教育の情報化に関する基本的な方針」に掲げた4つの基本的な方針を踏まえ、「2 目指す姿」のそれぞれについて重点目標（KGI）を設定するとともに、進捗の効果測定を行うための指標（KPI）を設定する。

ただし、指標については、令和5年度時点で実施している調査を基にしているため、今後、調査内容に変更等が生じた場合、指標を変更することがある。

(1) 児童生徒

【KGI】

日常的にICT活用を活用して学びの質を高めている児童生徒の割合

→目標値100%

【KPI】

「タブレット端末を使うことは勉強に役立つと思いますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合（柏市生活・学習意識調査）

「タブレット端末を活用して、気になったことを簡単に調べることができますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合（柏市生活・学習意識調査）

「タブレット端末を活用して、調べたことを比べたり、整理したりすることができますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合（柏市生活・学習意識調査）

「タブレット端末を活用して、調べたことをわかりやすく、工夫してまとめることができますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合（柏市生活・学習意識調査）

「タブレット端末を活用して、自分の考えを相手にわかりやすく伝えることができますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合（柏市生活・学習意識調査）

「タブレット端末を活用して、自分に合った方法で学びを進めることはできますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合（柏市生活・学習意識調査）

第2章 各論

1 基本的な方針を実現するための方向性

(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

① ICTを活用した授業改善

- a. 1人1台端末を活用した授業改善検討委員会（以下、「1to1委員会」という。）による情報活用能力を育成するための授業実践事例の創出と周知

本市では、GIGAスクール始動と同時に1to1委員会を発足した。当委員会では委員による情報活用能力の育成を実現するための学習過程である「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」「振り返り・改善」を意識した授業実践に取り組み、事例を創出してきた。事例については、リーフレットにして全教職員へ配付し周知している。

今後、実践をより普及させていくために、普及の足かせとなっている課題を洗い出し、どの学校・教員でも取り組めるように指導・助言を行っていく。

- b. 文部科学省及び千葉県が作成した「情報活用能力体系表」の周知及びそれを活用した各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

文部科学省及び千葉県では情報活用能力育成のための指導の具体について、児童生徒の発達段階に応じて「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱によって整理された「情報活用能力体系表」が作成されている。これを校長会・教頭会の管理職向け連絡会や教務主任連絡会等を通じて周知し、各学校において、全ての教科等を通じて、児童生徒が情報活用能力を育むことができるよう、カリキュラム・マネジメントを推進していく。

c. 各学校からの I C T 活用実践事例の提出及び周知

毎年、各学校から I C T 活用における実践事例を 1 つ以上提出してもらうようにしている。今後、情報活用能力育成の視点での授業実践を 1 つ以上作成するよう依頼し、校内での推進を図るとともに、提出された事例を横展開できるように「柏市情報共有掲示板⁶」に掲載し共有していく。

d. 要請訪問等での指導主事による指導・助言

校内での推進体制をより強固なものにするため、支援が必要な学校には指導主事が訪問し、指導・助言を行っていく。

②児童生徒 1 人 1 人の特性に応じた I C T 活用

a. 特別支援教育における I C T 活用の充実

特別支援教育における I C T の利活用には、①教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするために I C T を活用する視点、②障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために I C T を利活用する視点（自立活動の視点）、の 2 つの視点がある。本市では、特別支援教育や日本語指導における I C T 利活用で有効なアプリや教材について、学校に対して周知を行っている。引き続き、I C T の利活用の目的を明確にした上で、I C T を適切に利活用した学習活動の充実を図っていく。同時に、これらを支える有効なデジタル教材や事例については、特別支援教育教材ポータルサイト⁷や各学校での取り組み等を周知していく。

⁶ Microsoft365 のツールの 1 つである「Teams」を用いて柏市内の教職員であれば誰でも参加できる専用掲示板。学校から市教育委員会への情報関係に関する問い合わせや情報共有などで運用することを主に令和 5 年 5 月から運用を開始している。

⁷ 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所が運営しており、障害の状態や特性に応じた教材や支援機器の情報を集約管理しているサイト <https://kyozai.nise.go.jp/>

b. 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導の充実⁸

特異な才能のある児童生徒の特性として、特定の領域における優れた能力や、特定の事柄への強い関心、創造性や集中力、記憶力などが見られる。また、言語能力や思考力など知的な側面が年齢に比べて著しく発達しているため、同級生との会話や友人関係の構築に困難を抱える場合がある。

これらの特異な才能のある児童生徒に対して、ICTの特性や強みを生かした指導・支援は有効であり、学校外におけるリソースを最大限に活用することも可能になることから、児童生徒一人一人の特性等に応じて、適切にICTを活用することで、個別最適化された学びを公正に保障するための取組を推進していく。

c. 児童生徒の実態に応じた学びの機会の提供の推進

かねてより、本市では新型コロナウイルス感染症による休校等に備えて、Web会議ツールを用いた遠隔でのオンライン学習が実施できるよう実施マニュアルを作成し、学校に周知を図っている。このことは、感染症や災害時の緊急時に関わらず、学校に登校できない児童生徒等に対しても、学習保障の観点から遠隔システムを用いた指導は有効であることから、各学校において積極的に活用できるよう推進していくとともに、全国での実践や市内学校の事例について情報収集を行い、好事例について市教育委員会内で共有し、市教育委員会主催の担当者連絡会等において周知していく。

⁸ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 審議のまとめ
令和4年9月26日 20220928-mxt_kyoiku02_000016594_01.pdf (mext.go.jp)

③これからの時代を支えるデジタル人材の育成

a. 柏市情報リテラシー育成カリキュラムの推進⁹

本市では GIGA スクール始動に伴い、ICT 機器の基本操作や Google の主要ツールの操作方法等を小中学校の 9 年間で体系的に習得することができるように「本市情報リテラシー育成カリキュラム表」を作成している。各校において確実に実施されるよう指導・助言していく。

b. プログラミング教育, S T E A M 教育の充実

プログラミング教育では、現行の小学校学習指導要領（平成 29 年告示）でプログラミング学習が必修化されたことを踏まえて、平成 30 年度から令和元年度の 2 年間に於いて「本市プログラミング教育研究委員会」を立ち上げ、委員による研究と検証授業の実施により「どの教員でも実践できる授業」を基本コンセプトとした事例創出を行っている。創出した事例は事例集とし「柏市プログラミング教育スタンダードカリキュラム¹⁰」として小学校教員向けに発行し、推進を図っている。また、悉皆研修として小学校 5, 6 年生を担当する教員を各校から 1 名ずつ招集し、実技型のプログラミング教育研修を実施している。中学校では、技術・家庭科の技術分野を中心に実施されており、市主催の技術主任会でプログラミング教育の研修会を実施している。引き続き、事例創出とその横展開及び教員研修を通して充実を図っていく。

S T E A M 教育では、国や県の動向を注視しつつ、専門性が高い分野であることにも留意し、地域や大学、企業等との連携を図りながら、市全体で実践に取り組めるよう支援していく。

⁹ <https://kashiwa.ed.jp/boe/wysiwyg/file/download/37/5038>

¹⁰<https://kashiwa.ed.jp/it/%E6%8E%88%E6%A5%AD%E6%94%AF%E6%8F%B4/%E6%9F%8F%E5%B8%82%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B0%E3%83%A9%E3%83%9F%E3%83%B3%E3%82%B0>

c. 高等学校の教科「情報」の指導の充実

Society5.0 時代の到来に向けて、全ての国民がデジタル社会の基礎知識である「数理・データサイエンス・A I」に関する知識・技能等を身に付けることが求められている。とりわけ、高等学校においては、「情報 I」の必履修化に伴い、データサイエンス・A I の基礎となる理数教養や基本的知識を習得することが目標とされている。

国や県の動向を注視しつつ、本市の市立高等学校に対しても教科「情報」の充実及び確実な履修ができるよう指導・助言に努めていく。

d. 生成 A I の効果的な活用の推進

生成 A I は黎明期にあり、技術革新やサービス開発が飛躍的なスピードで進展しており、今後ますます進展していくことが予想される。こうした中、教育現場においても、様々な活用のメリットを指摘する声がある一方、子供が A I の回答を鵜呑みにするのではないかなど、懸念も指摘されている。その一方で、児童生徒や教師を含め、社会に急速に普及しつつある現状もあり、一定の考え方を国として示す必要があるとして、文部科学省から令和 5 年 7 月 4 日に「初等中等教育段階における生成 A I の利用に関する暫定的なガイドライン¹¹」が発出された。これを踏まえて、本市でも令和 6 年 5 月に「生成 A I の利用に関するガイドライン¹²」を策定している。ガイドラインでは、S t e p 1として教員が利用における効果及び利用する上で配慮すべき点等を把握できるように校務での使用を推奨し、その上で S t e p 2として児童生徒の活用の際に教員が注意すべき点を十分に指導した後で活用を推進していくように位置付けている。

今後、各学校での取り組み状況をヒアリングして確認していくと共に、有効な事例については横展開できるよう各校に周知し推進を図っていく。

¹¹ https://www.mext.go.jp/content/20230710-mxt_shuukyo02-000030823_003.pdf

¹² <https://kashiwa.ed.jp/boe/wysiwyg/file/download/37/5247>

④情報モラル教育の推進

a. 柏市情報モラル育成プログラムの推進

I C T 機器は児童生徒が日常的に使う文房具として、その用途は児童生徒一人一人の判断に委ねられるようになる。そのため、児童生徒がデジタル社会の中で、適切に I C T を活用しながら学習や生活に役立てていく上で、情報モラルを身に付けていくことは必須である。

本市では、小中学校 9 年間で体系的に情報モラルが育成できるよう「柏市情報モラル育成プログラム（以下「プログラム」）¹³」を策定し、推進を図っている。現在、教員の希望研修として情報モラル教育については実施しているところであり、今後並行してデジタル・シティズンシップ教育に関する内容も含めた研修を企画していく。また、各学校において取り組み事例について情報収集し、好事例については「柏市情報共有掲示板」等を通じて周知していく。プログラム推進を支援するため児童生徒自身でも学べるよう専用デジタル教材である「事例で学ぶ Net モラル¹⁴」を導入している。授業の中で指導事項の全てを取り扱うことは難しいことから、家庭学習の中でも実施できるようにしている。「事例で学ぶ Net モラル」の活用頻度に着目し、活用頻度の低い学校に対してはプログラムの実施状況の確認を行い、必要に応じて支援を行っていく。

b. 情報モラル啓発講演の実施

各学校の要望に応じて、児童生徒や保護者を対象に柏市少年補導センターや本市教育委員会の指導主事等による情報モラル啓発講演を実施しており、ネットトラブルの未然防止等をテーマに学校外での情報端末の取扱いや情報モラルに関する内容について講演を行っている。また、千葉県教育委員会でも「情報モラル教室」を開催している。これらについて、継続して周知を行い、積極的な活用を促していく。

¹³ <https://kashiwa.ed.jp/it/wysiwyg/file/download/1/2007>

¹⁴ 「広島県教科用図書販売株式会社」が提供する小学校・中学校・高等学校向けの授業で使用する情報モラル教材。教材はアニメ動画になっており、理解到達度を測るための CBT テストも用意されている。

⑤ ICTを安全安心に活用

a. 健康的な活用のための啓発リーフレットに基づいた指導の徹底

本市では、文部科学省から出されている「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック¹⁵」を参照し、独自に「GIGA 端末の健康的な活用のための5つの注意点¹⁶」として①姿勢②画面からの距離③明るさ④使用時間⑤近視抑制のため屋外活動も大切にするという点を啓発するリーフレットを作成して、指導を行っている。合わせて、各学校で作成している「端末持ち帰りの際の活用ルール」には、基本事項として「健康」に関することを設定し、保護者に対しても共通理解を図るようにしている。

児童生徒の健康に影響を及ぼすことがないように、取り組みを継続していく。

b. 深夜の時間帯における時間制限

本市では、令和3年度末に保護者を対象に端末利用に関するアンケートを実施し、その中で長時間の使用や健康への影響を懸念する意見が多数寄せられたことを踏まえ、深夜の時間帯にフィルタリングソフトによるアクセス制限をかけている。小学校は22時から翌朝の5時まで、中学生は24時から翌朝5時までとしており、夜間の習い事等により学校からの課題に取り組めない等の児童生徒の様々な事情も勘案しつつ時間設定を行っている。

情報モラル教育の充実を図り、物理的な制限に頼らず、児童生徒自身が健康への影響等について考え、コントロールしていく力を身に付けていけるようにしていく。

c. フィルタリングによる危険性の高いサイトのアクセス防止

本市では、児童生徒にとって危険性の高いサイト（成人向け、暴力的なコンテンツ等）に対してフィルタリングソフトによるアクセス制限をかけている。

情報モラル教育の充実を図ることで、物理的制限に頼るだけでなく児童生徒自身が端末利用に関して適切なものかどうか判断していく力を身に付け、安全・安心に活用することができるようにしていく。

¹⁵https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/08/14/1408183_5.pdf

¹⁶ <https://kashiwa.ed.jp/boe/wysiwyg/file/download/37/1058>

⑥学校と家庭の学びをシームレスにつなげる

a. 授業設計を学校と家庭の学びを連続させた学びの設計に拡張

端末を活用することで、例えば、家庭や地域などで調べたことを基に、学校において協働的な学習を行ったり、動画コンテンツを用いて基本的な内容について家庭で予習を行い、それをベースに学校で深い学びにつなげていくような反転学習を行ったりと学校と家庭での学びに連続性を持たせることで学びの質を高めていくことが可能である。

有効な事例について情報収集を行い、学校へ周知していくことで端末持ち帰りを充実したものにしていける。

b. ICT端末を活用した家庭学習の推進

本市では、学校からの課題に限定せず、児童生徒が自分の実態に合わせて様々な学習ができるようにデジタルドリル、情報モラル学習教材、タイピング練習ソフトなど様々なコンテンツを導入している。合わせて家庭学習をより充実したものにするためには、保護者の協力も欠かせないことから保護者向けにリーフレット¹⁷を作成し、本市の環境で実現できる家庭学習について周知している。

引き続き、児童生徒への学習方法の提示や保護者への情報提供を行っていくことで、学習がより充実したものになるよう努めていく。

¹⁷ <https://kashiwa.ed.jp/boe/wysiwyg/file/download/37/5279>